

件名	愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活安全企画課
根拠法令等	憲法94条 地方自治法第2条、同第14条(昭和22年法律第67号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 「卑わいな行為の禁止」の改正（第4条第2項） 住居等の私的空間を含め、人が通常衣服等の全部又は一部を着けないでいる場所における盗撮行為等を禁止</p> <p>2 「不当な客引き等の禁止」の改正等（第8条第5項、同条第6項） 特に規制する必要がある地域に限り、客引き等を行う目的で相手方となる者を待つ「客待ち行為」を禁止し、違反者に対する「中止命令の規定」を新設</p> <p>3 「公安委員会の指示等」の新設（第13条、第14条、第15条） 客引き等の再発を防止するため、公安委員会による指示、事業の停止の行政処分に関する規定、不利益処分である事業停止に関する聴聞の特例を新設</p> <p>4 罰則の改正等</p> <p>(1) 罰則の強化 卑わいな行為の禁止のうち撮影行為等（置く又は向ける行為）（第16条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常犯：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 →1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> <li>・ 常習犯：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 →2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> </ul> <p>(2) 罰則の新設</p> <p>ア 事業停止命令違反（第17条） 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金</p> <p>イ 客待ち行為に対する中止命令違反（第21条） 20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</p> <p>(3) 両罰規定の対象罰則の追加 両罰規定の対象罰則として、 事業停止命令違反 客待ち行為に対する中止命令違反 を追加（第22条）</p> <p>※ 両罰規定 事業者や従業員等が客引き等を行った場合に、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科すもの</p>	
施行日	令和2年6月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	